

議会案第 1 号

白河市議会議員政治倫理条例の一部を改正する条例

白河市議会議員政治倫理条例（平成 27 年白河市条例第 27 号）の一部を次のように改正する。

第 5 条第 1 項中「同じ。）」の次に「及び議員」を、「ときは」の次に「、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める連署をもって」を加え、「市民の 4 人以上の者の連署及び議員 3 人以上の紹介をもって、議長に対し」を「その代表者から議長に対し、」に改め、同項に次の各号を加える。

- (1) 市民が審査の請求をする場合 議員 3 人以上の紹介をもって、市民 4 人以上の者の連署
- (2) 議員が審査の請求をする場合 白河市議会議員定数条例（平成 22 年白河市条例第 17 号）に定める定数の 2 分の 1 以上の者の連署

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

令和 6 年 2 月 28 日提出

理 由

白河市議会議員政治倫理条例の一部を改正する条例については、議員の白河市議会議員定数条例に定める定数の 2 分の 1 以上の者の連署をもって、議長に対し審査の請求をすることを加えるため所要の改正を行うものです。